

入力代行サービス約款

この入力代行サービス約款(以下、「本約款」といいます)は、記帳メン(以下、「乙」といいます)の提供する機能を利用する利用者(以下、「甲」といいます)と、乙との間に適用される約款条項です。甲が申込書を作成した際に本約款が成立します。

第1条 (目的)

本約款は、甲乙相互間の信頼にもとづく公正な取引関係を確立し、甲が乙に対し、第2条の業務を委託し、乙がこれを引き受ける。

第2条 (業務の内容)

甲は、次に定める業務(以下「委託業務」という)の全部または一部を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- ① 会計記帳業務
- ② その他甲乙協議のうえ、決定された業務

2 甲または乙は、必要があるときは委託業務の内容、実施方法等の変更および追加等を行うことができるものとする。
この場合、甲乙協議のうえ、委託業務の内容、実施方法、業務委託料などをあらかじめ決定するものとする。

第3条 (善管注意義務)

乙は、甲から乙への委託業務にかかる業務指示等にもとづき善良なる管理者の注意をもって、委託業務を遂行するものとする。

第4条 (業務委託料および支払方法)

甲は、委託業務にかかる業務委託料を乙に支払うものとし、その金額は申込書によって決められた金額とする。

- 2 経済事情の変動等により前項の業務委託料が不相当となったときは、甲乙協議のうえ、これを改定できるものとする。
- 3 第1項の業務委託料は、毎月末締め切り 翌月 27 日支払いとし、支払方法は申込書記載の方法とする。
なお、その際の振込手数料は、甲の負担とする。

第5条 (秘密保持)

甲および乙は、本約款に関連して知りえた他の当事者の技術上・経営上の一切の秘密を他の当事者の書面による承諾がない限り、第三者に漏洩または開示してはならない。ただし、以下のものはこの限りでない。

- ① 他の当事者から知得する以前にすでに所有していたもの
- ② 他の当事者から知得する以前にすでに公知のもの
- ③ 他の当事者から知得した後に、自己の責によらない事由により公知とされたもの
- ④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務をとまわずに知得したもの

2 前項は、本約款の終了後も効力を有する。

第6条 (保証の範囲)

- ① 乙は、本システムが甲の保有する動作環境に於いて、全て正常に動作することを保証するものではない
- ② 乙は、本システムの仕様を予告なしに変更することがあり、本システムの機能、性能及び品質が甲の特定目的に適合することを、明示したと黙示したとを問わず何らの保証もなさないものとする
- ③ 乙は、乙の販売代理店および小売店が行う保証を含めて、本契約に定める以外の全ての保証を認めない
- ④ 乙は甲が本システムを使用した結果被ったいかなる損害(収入または利益の逸失を含む)に関して、一切の責任を負わないものとする

第7条 (免責事項)

次の各号に掲げる事由により甲または第三者が被る損害については、乙は免責されるものとする

- ① 天災地変・政変、不可抗力と認められる事由により、本サービスの継続や遅延、または不能になったことにより生じた損害

- ② 電信、インターネットもしくは郵便の誤配や遅延または銀行送金の遅延等、乙の責めに帰すことのできない事由により生じた損害
- ③ 甲もしくは乙の通信機器及びコンピューター機器のハードウェアやソフトウェアの障害、瑕疵、誤作動、第三者が提供するシステム、通信回線、コンピューター機器のハードウェアやソフトウェアの障害、瑕疵、誤作動等、本サービスに係る一切のコンピューター機器、システム、通信回線等の障害、瑕疵、誤作動により生じた損害
- ④ 乙の責めに帰すことのできない事由で、甲のログイン ID、パスワード等が漏洩、盗用されたことにより生じた損害
- ⑤ 不正な金銭の授受その他の処理が行われたことにより生じた損害

第 8 条（約款解除）

甲および乙は、本約款期間中であっても、3カ月の予告期間をもって本約款を解約することができるものとする。

- 2 前項にもとづく解約については、甲および乙は、相手方に対しその事業に損害が生じないように配慮するものとする。
- 3 甲が次の各号に該当すると当社が判断した場合、本契約は解約される
 - ① 甲が乙に対して解約の申し入れをしたとき
 - ② 甲は本約款の終了を希望する日(本サービスの中止日)より1ヶ月前までに書面により通知するか、または1ヶ月相当分の本サービス利用の月額費用を乙に支払うことにより即時に本約款を解約することができるものとする
 - ③ 甲は本約款の条項のいずれかに違反し、乙が本サービスの解約を通告したとき
 - ④ 乙が本サービスの利用により発生した不足金の支払い期間を定めて求めたにもかかわらず、甲がこれに応じないとき
 - ⑤ 本サービスの契約が他人名義もしくは架空名義で開始されていたこと及び名義人の意思によらず開設されたことが判明したとき、もしくは疑いがあるとき
 - ⑥ 甲が本サービスの利用にあたり、本システム、通信機器、端末機器、接続回線またはプログラムの不正な操作または改変等または本システム以外のツール等により、本システムおよび約款等が想定する適切、適正な方法以外の方法による取引または本システムでは通常実行できない利用法を行ったと乙が判断したとき
 - ⑦ 甲の本サービスの利用が法令または公序良俗に反すると当社が判断した場合
 - ⑧ 本サービスが詐欺、恐喝、出資法違反等の違法行為に利用されていることが判明したとき、もしくは疑いがあるとき
 - ⑨ 甲、または甲の近親者、役職員、代理人等が暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力であることが判明したとき、もしくは疑いがあるとき
 - ⑩ 甲が反社会的勢力でないことの確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - ⑪ 甲が本サービスの利用に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いたとき、虚偽の風説を流布し偽計もしくは威力を用いて乙の信用を棄損し乙の業務を妨害したとき、その他違法な行為を行ったとき
 - ⑫ 前各号の他、やむを得ない事由により乙が甲に対し本サービスの解約の申し出をしたとき

第 9 条（約款期間）

本約款の有効期間は、本約款後1年間とする。

- 2 ただし、期間満了の1カ月前までに、甲乙の双方から何ら申し出のないときは、本約款は期間満了の翌日から自動的に満1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第 10 条（協議）

本約款に定めのない事項、または本約款の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

第 11 条（合意管轄）

甲および乙は、本約款に関して紛争が生じた場合には、乙の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上